博物館法施行細則をここに公布します。

令和６年５月 23 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第７号

博物館法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録申請）

第２条　法第12条第１項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第１号）によるものとする。

（変更の届出）

第３条　法第15条第１項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第２号）によりするものとする。

（定期報告）

第４条　法第16条の規定による定期報告は、毎年１回、８月１日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から１年に満たないときは、この限りでない。

（博物館の廃止の届出）

第５条　法第20条第１項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第３号）によりするものとする。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第２項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（様式第１号）（第２条関係）

博　物　館　登　録　申　請　書

年　　月　　日

長野県教育委員会　殿

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

博物館法第12条第１項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名　称	
	住　所	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	名　称	
	所在地	

（添付書類）　１　館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
２　博物館法第13条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
３　その他教育委員会が必要と認める書類

（様式第２号）（第３条関係）

博　物　館　登　録　事　項　変　更　届

年　　月　　日

長野県教育委員会　殿

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

博物館法第15条第１項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博　物　館　の　名　称		
変　　更　　事　　項		
変　　更　　内　　容	変　　更　　前	変　　更　　後
変　更　年　月　日		
備　　考		

（様式第３号）（第５条関係）

博　物　館　廃　止　届

年　　月　　日

長野県教育委員会　殿

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

博物館法第20条第１項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃　止　年　月　日	
廃　止　の　理　由	
廃止後の財産の処理	